

公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会設置要領

公衆衛生医師の確保と育成は全国保健所長会にとって根幹をなす課題としてこれまでも取り組んできた。そうした中で、平成27年9月に全国保健所長会を含む4つの公衆衛生関連団体や日本公衆衛生学会をはじめとした社会医学系領域の7つの関係学会が、社会医学系専門医協議会をたちあげ、社会医学系領域で活躍する人材の確保と育成をはかるための社会医学系専門医制度の創設に向けた取り組みを進めてきた。

その後、社会医学系専門医協議会は平成28年12月5日に、公益社団法人日本医師会の参加も得て一般社団法人社会医学系専門医協会となり、法人としての活動を進めることになった。全国保健所長会としては、社会医学系専門医制度の運営を通じて、衛生行政分野で働く若手公衆衛生医師の確保と育成を図るとともに、現職の公衆衛生医師の資質の向上、さらに公衆衛生医師の認知度と信頼性の向上を目指すこととしている。

このような観点から「公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会」を立ち上げ、社会医学系専門医制度を活用しながら、公衆衛生医師の確保と育成に取り組むものである。

記

1. 名称公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会
2. 目的本委員会は、社会医学系専門医制度の充実を図るとともに、公衆衛生医師の確保と育成を通して、保健所の充実強化を図ることを目的とする。
3. 構成委員会は15名以内とし、会長が指名する者とする。
4. 委員長及び副委員長 委員長：会長が指名する。
副委員長：委員長が指名する。
5. 会議委員会（部会を含む）は、委員長が随時招集するものとする。
6. 顧問本会に顧問をおく。顧問は会長が指名する。
7. 期間委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
8. その他この委員会は、平成28年10月17日から発足する。

附則

この要領は、平成30年8月29日より施行する。